

## ●香川県告示第313号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、携帯電話フィルタリングサービスに関する調査を次のとおり実施する。

平成23年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

携帯電話フィルタリングサービスに関する調査

#### (2) 目的

青少年（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）が使用する携帯電話のフィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）の利用状況等を把握するとともに、今後の対応を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

香川県内全域

#### (2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「卸売業、小売業」に属する香川県内全ての携帯電話販売店

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期間

#### (1) 報告を求める事項

ア 携帯電話から接続するインターネット（以下「インターネット」という。）を利用する者の年齢等の確認状況

イ インターネットを利用する青少年の人数の把握状況

ウ フィルタリングサービスを利用する青少年の人数の把握状況

エ 青少年がインターネットを利用することによる有害情報の閲覧の可能性及び犯罪に巻き込まれる事件発生の事実の説明状況

オ フィルタリングサービスを利用する必要性の説明状況

カ 提供するフィルタリングサービスの方式及びその機能の説明状況

キ 青少年に推奨するフィルタリングサービスの方式

ク フィルタリングサービスの内容を説明する方法

ケ フィルタリングサービスを利用しない者に対するその理由の聴取状況

#### (2) 基準となる期間

平成23年8月1日

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

127店舗

#### (2) 選定の方法

香川県内全ての携帯電話販売店

### 5 報告を求めるために用いる方法

香川県が郵便により調査票を配布し、回収する。

### 6 報告を求める期間

調査の実施期間 平成23年8月12日から同月22日まで